

逗子市総合計画中期実施計画の策定に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和5年2月24日（金）～3月27日（月）
2. 意見の数 21件
3. 意見提出人数 1人（郵送1人、FAX0人、メール0人、フォーム0人、持参0人）
4. 意見内容の概要

区分	件数
① 本改定案について	17件
② 策定の趣旨について	0件
③ 策定の手続きについて	0件
④ その他市の取り組みについて	4件
合計	21件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	7件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	7件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	4件
	合計	21件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
	1	<p>18ページ 第2章 計画の基礎条件 2 土地利用の方針 「(1)基本方針」「(2)個別方針」「②商業地」 「……防災及び減災の推進に努めます」「……景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら……」とありますが、どのような具体策を以て防災・減災に務めるかを明記して下さい。 特に神奈川県が指定する「津波災害警戒区域」との関連において、防災・減災をどのように推進するかが問われます。(津波避難ビル指定と景観条例による高さ制限の関係)</p>	□	1件	<p>ご指摘の箇所は方針を記載する部分であるため、具体策はここには記載いたしません。具体策については、中期実施計画第3章第4節に記載しています。</p>
	2	<p>28ページ 第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」 取り組み②避難行動要支援者の支援体制の整備 担当課の中に「社会福祉課」が含まれている以上、「……ボランティアセンター」ではなく、「社会福祉協議会内のボランティアセンター」と記載して下さい。 同じく、「民生委員・児童委員との連携による災害時の個別支援プランの作成支援……」と記載して下さい。 「逗子市国土強靱化地域計画策定案」では、住民自治協議会も含まれ、担当課として市民協働課も記載されていましたが、本計画では記載されていません。 (109ページ「◇具体的施策③ 避難行動要支援者への支援の確立」では、防災安全課のみが担当課として記載されています。)</p>	▲	1件	<p>「ボランティアセンター」に関しましては、巻末の用語解説において「逗子市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置している」と記載しておりますので「社会福祉協議会内の」という説明は割愛させていただきます。 「民生委員・児童委員」に関しましては、「逗子市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱」第8条の「自主防災組織等は、受領した避難行動要支援者名簿を活用し、当該避難行動要支援者の個別支援プランを作成するとともに、避難行動要支援者に対し、次に掲げる避難支援等を行い、避難行動要支援者関係団体はこれに協力・支援する。(略)」の「避難行動要支援者関係団体」にあたり、要請があれば協力・支援を行っております。 今回、「避難行動要支援者の支援体制の整備」の取り組みにあたっては、個別支援プランの作成を通じて地域における良好な関係性を構築し地域福祉を推進することを主目的としていることから、災害対策の所管課である防災安全課と地域福祉を推進する所管の社会福祉課が担当課としております。なお、必要に応じて他課とも連携を図ってまいります。</p>

	<p>37ページ 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち 取り組み③ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進</p> <p>3 高齢介護課が担当で「教養講座を開き……」と記載されていますが、何を以て「教養講座」と定義されているのかが不明確です。経営企画部企画課広聴広報係が担当している「円卓フォーラム」を「教養講座」に含めて下さい。</p>	▲	1件	<p>教養講座は、高齢者センターで実施しており、一般高齢者を対象に各種講座を実施することで、積極的に外出する機会を設け、自ら体験することで、心身機能や認知機能の維持改善、生活機能の向上、地域社会活動への参加を促すことを目的としています。また、健康寿命を延ばし、要介護状態にならないことを主眼に講座を実施するものです。</p> <p>「お出かけ円卓フォーラム」は、行政情報や各課かいの施策について市民と行政が対等なパートナーとして共に考え学ぶことで、市民と相互理解及び情報共有を図り、協働によるまちづくりに寄与することを目的として実施しているもので、教養講座として実施しておりません。</p>
	<p>61ページ 第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)のまち 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち 取り組み① 生涯学習活動の情報の提供</p> <p>4 「・市や市民団体等が実施する講座」の中に社会教育課主催講座を含め、担当課に社会教育課を含めて下さい。</p>	□	1件	<p>市の講座には社会教育課主催の講座など市の各課が実施するものが含まれます。ここでは、情報提供を行う担当課として市民協働課を記載しています。</p>
	<p>84ページ 第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 5 取り組み⑤公園の整備</p> <p>市長が選挙時に公約として掲げた「公園の整備」に関する公約内容を明記して下さい。</p>	□	1件	<p>ご意見の趣旨や考え方は、83ページ 取り組み②公園の維持管理に盛り込まれています。</p>
	<p>90ページ 第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 6 取り組み③ 生活環境の保全</p> <p>路上喫煙防止条例で定められ、市議会から決議もされている「禁止区域の指定」を行う旨を明記して下さい。</p>	▲	1件	<p>具体的施策として、「ごみの発生量・排出量の削減」とし、重要業績評価指標（KPI）を「市民1人当たりのごみ排出量」としているため、逗子市路上喫煙等の防止に関する条例の「路上喫煙等禁止地区の指定」は取り組みの説明になじまないものと考えます。</p>

①本改定案 について (17件)	7	107ページ 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 取り組み① 自主防災組織の育成、加入率向上の支援 「地域防災力の強化」に関しては、「逗子市国土強靱化地域計画策定」でも取り上げられていますが、その中では、「住民自治協議会の支援」も同時に掲げられていることから、「住民自治協議会の支援」に関する記載は考えておりません。	■	1件	ご指摘の箇所は自主防災組織育成の推進に関する市の取り組みを記載する部分であるため、「住民自治協議会の支援」に関する記載は考えておりません。
	8	108ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために ◇重要業績評価指標(KPI) 神奈川県が指定する「津波災害警戒区域」による影響範囲が明記されていない。	■	1件	ご指摘の箇所は災害対策に係る整備の充実を明記する部分であるため、津波避難施設の整備等を記載しております。また、本市は「津波災害警戒区域」が未指定であるため、現時点では影響範囲の明記を考えておりません。
	9	109ページ 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 2災害に強く、犯罪のない安全なまち 取り組み①避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進 「……への制度周知と、理解・協力を求める」と記載されていますが、具体的な周知方法を記載して下さい。 例えば茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会が発行している「民児協ちがさき おひさま」や鎌倉ケアマネ連絡会が発行している「鎌倉ケアマネ連絡会 防災かわらばん」のようなチラシの発行/配布など	■	1件	協力を求める各関係団体への説明会やチラシの配布を実施しているところではありますが、具体的な説明を記載することは、手法の限定となるため考えておりません。
	10	109ページ 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 2災害に強く、犯罪のない安全なまち 取り組み①避難行動要支援者支援制度の普及・啓発の推進 「住民自治協議会……協力体制を確立する」と記載されていますが、担当課に市民協働課が記載されていません。	■	1件	避難行動要支援者支援制度の普及・啓発に関する項目となっているため、担当所管となる防災安全課としており、市民協働課の記載は考えておりません。

11	<p>118ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために</p> <p>取り組み① 歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進</p> <p>毎年春と秋の交通安全運動に逗子警察署と合同で自転車走行に対する周知、啓発を行って下さい。</p>	■	1件	<p>自転車走行に対する周知、啓発に関して、春と秋の全国交通安全運動での啓発も有効と考えますが、同運動は新入学児童・園児や高齢者に対する交通事故防止を啓発する重要な機会でもあるため、自転車に限定すべきでないと考えます。現在、逗子警察署と相談しながら、危険箇所への横断幕、ステッカー等の掲示や、自転車マナーアップ強化月間におけるキャンペーン等を実施しているため、状況に応じて全国交通安全運動での周知、啓発も検討していければと思います。</p>
12	<p>118ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために</p> <p>取り組み① 歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進</p> <p>主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マーク設置とありますが、逗子市内では、県道のみ未整備となっています。</p>	■	1件	<p>県道への自転車誘導マーク設置に関しては、令和5年2月に池田通りへ設置されました。</p>
13	<p>122ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために</p> <p>具体的施策②の「重要業績評価指数(KPI)」では「取り組み③」に関してのみ記載され、「取り組み①」及び「取り組み②」に関しては、何も記載されていない。</p> <p>これでは、未対応内容が不明なため対応策が検討できません。</p>	▲	1件	<p>KPIにつきましては、1つの具体的施策に1つのKPIという形で統一しています。KPIの選定にあたっては、主な取り組みを含め具体的施策の達成状況として毎年補足できるものを設定しています。</p>

14	<p>124ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 取り組み①～⑦まで記載されているにもかかわらず、「◇重要業績評価指数(KPI)」の説明が少なすぎる。 取り組み①～⑦までに重要な業績評価指数(KPI)を全て記載して下さい。</p>	▲	1件	<p>KPIにつきましては、1つの具体的施策に1つのKPIという形で統一しています。KPIの選定にあたっては、主な取り組みを含め具体的施策の達成状況として毎年補足できるものを設定しています。</p>
15	<p>141ページ 第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち 1 市民自治のまち 「◇重要評価指標(KPI)」に記載されている内容(……その活動が防災防犯、環境や福祉など複数の領域で実施されている)と「取り組み①」に記載されている内容の整合性がとれない。 すなわち、「防災防犯」と「環境や福祉」の具体的な実績内容を記載して下さい。 そうしないと「財政支援、活動場所の提供その他必要な支援」の何に対する過不足が存在するのかが把握できない。</p>	▲	1件	<p>「防災防犯、環境や福祉」は、地域課題の分野の一例として記載しています。 「財政支援、活動場所の提供その他必要な支援」は、各住民自治協議会の必要性に応じて行うものであり、地域の課題解決の実績に対して行うものではありません。</p>
16	<p>143ページ 第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち 1 市民自治のまち この中に37ページ「第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の「取り組み③ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進」と60ページ「取り組み① 各種講座事業」の「各種講座事業の推進」は「◇主な取り組み」の中に吸収しないと、「……市民が市民活動やボランティア活動を行えるよう、環境を整える」ことに該当しないことになる。</p>	▲	1件	<p>福祉や生涯学習などあらゆる行政分野に市民の活動はあり、それぞれの担当課で必要な支援を行っています。143ページの具体滝施策は、それらの全体に対する支援を記載したものです。</p>

	<p>158ページ 第5章 計画の推進にあたって 4 デジタル技術の積極的な活用</p> <p>「……そのために、DXに係る施策を総合的かつ計画的に推進するDX推進本部を中心に、各所管が主体的にデジタル化に取り組む状況を作っていきます。」</p> <p>これでは従来からの縦割り業務の流れを世襲するだけのデジタル化になってしまいます。</p> <p>本来のデジタル化は業務のデジタル化を意味し、「各所管が主体的にデジタル化に取り組む」のではなく、新設されたデジタル課が主体となって業務のデジタル化を推進することで、縦割り業務と言われる現状の業務の流れを横断的に統一化することが本来のデジタル化の目的でもあります。</p> <p>これとは異なる方針であれば、市のホームページ上で「業務分掌」を明らかにして下さい。</p>	■	1件	<p>文中で説明しているとおり、デジタル化はそのこと自体が目的ではなく、行政課題の解決方法の一つとして選択するものと考えています。</p> <p>ご指摘いただけてくる横断的に統一化については、国が進めている情報システムの標準化・共通化への対応を主軸とし、デジタル推進課が事務を所掌するDX推進本部や必要に応じて行財政改革推進本部など他の会議体などとも連携し取組んでまいります。</p>
	<p>43ページ 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち</p> <p>4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち</p> <p>取り組み①の中に、障がい者が自由に移動できるための支援が記載されていません。</p>	◆	1件	<p>取り組み①につきましては、障がい理解の啓発と地域等における自発的な取り組みの支援について、取り組みとしてまとめたものとなりますので、移動の支援について記載する予定はございません。</p> <p>また、具体的施策④は公共施設のバリアフリー化とところのバリアを取り払う取り組みを課題としております。取り組み②でユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化によりアクセシビリティの向上を進める視点での記載としており、ご意見の内容を記載する予定はございません。</p> <p>なお、障がい者が自由に移動できるための支援につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条に基づく同行援護・行動援護・重度訪問介護などの障害福祉サービス、及び同法第77条に基づく移動支援を実施しております。</p>
	<p>60ページ 第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために</p> <p>取り組み①の「現代的課題、地域課題に関する講座」に経営企画部企画課広聴広報係が担当している「円卓フォーラム」を「教養講座」に含めて下さい。</p>	◆	1件	<p>「お出かけ円卓フォーラム」は、行政情報や各課かいの施策について市民と行政が対等なパートナーとして共に考え学ぶことで、市民と相互理解及び情報共有を図り、協働によるまちづくりに寄与することを目的として実施しているもので、教養講座として実施しておりません。</p>

④その他市の取り組みについて(4件)	20	72ページ 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 取り組み②……情報リテラシーの育成方法の研究 「逗子市行政改革季報方針(案)」で掲げられている「……ITリテラシーの底上げ」(担当課:総務部総務課)と並行して検討して下さい。	◆	1件	今回の具体的施策は、逗子市立学校における教育の情報化の推進に向けた取り組みであり、いただいているご意見にある逗子市行政改革基本方針は市の職員の組織力の向上を図ることを考えているものとなっており、対象が異なります。学校では、児童・生徒のICTの活用能力の向上を図れるよう、引き続き情報教育のあり方について取り組んでまいります。
	21	158ページ 第5章 計画の推進にあたって 4 デジタル技術の積極的な活用 「……さらに、行政に対する理解を深め、内容に共感した市民の行動の動機付けになるよう、これまでホームページ、広報誌を中心としていた情報発信については、デジタル技術の進歩と利用者ニーズの多様化を踏まえ、効果的に実施していきます。」と記載されていますが、神奈川県内の他市のホームページで公開されている様々な情報との比較検討することから始めて下さい。 現状では、基本的な情報さえ、ホームページ上で市民に説明していません。 例えば、平塚市のホームページの「国民健康保険事業」では「運営のあり方」「都道府県の主な役割」「市町村の主な役割」を説明後、「国保財政の流れ」「特別会計の財政状況」と続いて説明しています。 現状の逗子市では、「特別会計の財政状況」を「国民健康保険運営協議会」の議事録の中でしか公開していません。	◆	1件	ホームページのリニューアルを行うこともあるため、いただいたご意見のとおり県内の他市を参考とし、利用者ニーズの多様化を踏まえ効果的な情報発信に努めます。
合計				21件	